

民事裁判手続のIT化に関する検討事項3

第1 争点整理手続等

1 争点整理手続の在り方

争点整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の枠組みを見直し、これを一つの争点整理手続に統合することについて、どのように考えるか。

【甲案】

現行法における三種類の争点整理手続を一種類の争点整理手続（新たな争点整理手続）に統合することとし、次のような規律を設けるものとする。

(1) 新たな争点整理手続の開始

裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を新たな争点整理手続に付することができる。

(2) 新たな争点整理手続の期日

ア 新たな争点整理手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、期日を指定せずにこれを行うことができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続を公開し、又はア本文の期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

【ウ 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、新たな争点整理手続の期日外において、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。】

(3) 音声の送受信による通話の方法による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、新たな争点整理手続の期日における手続【又は(2)ウの協議】を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に参与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(4) 新たな争点整理手続における訴訟行為等

ア 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。

ウ 法第148条から法第151条まで〈裁判長の訴訟指揮権・釈明権、これらに対する異議、釈明処分〉、法第152条第1項〈口頭弁論の分離・併合〉、法第153条から法第159条まで〈口頭弁論の再開、通訳、弁論能力を欠く者に対する措置、攻撃防御方法の提出時期・提出期間とその却下、陳述の擬制、自白の擬制〉及び法第162条〈準備書面の提出期間〉の規定は、新たな争点整理手続について準用する。

(5) 受命裁判官による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、受命裁判官に新たな争点整理手続を行わせることができる。

イ 新たな争点整理手続を受命裁判官が行う場合には、(2)から(4)までの裁判所及び裁判長の職務（(4)イの裁判を除く。）は、その裁判官が行う。ただし、(4)ウにおいて準用する法第150条の規定による異議についての裁判及び法第157条の2の規定による却下についての裁判は、受訴裁判所がする。

ウ 新たな争点整理手続を行う受命裁判官は、法第186条の規定による調査の囑託、鑑定囑託、文書（法第231条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び文書（法第229条第2項及び法第231条に規定する物件を含む。）の送付の囑託についての裁判をすることができる。

(6) 証明すべき事実の確認

ア 裁判所は、新たな争点整理手続を終結するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。ただし、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には、裁判所は、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

イ 裁判長は、相当と認めるときは、新たな争点整理手続を終結するに当たり、当事者に新たな争点整理手続における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(7) 当事者の不出頭等による終結

当事者が期日に出頭せず、又は法第162条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、新たな

争点整理手続を終結することができる。

(8) 新たな争点整理手続に付する裁判の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、新たな争点整理手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(9) 新たな争点整理手続の結果の陳述

当事者は、口頭弁論において、新たな争点整理手続の結果を陳述しなければならない。ただし、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合は、この限りでない。

(10) 新たな争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出

ア 新たな争点整理手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、新たな争点整理手続の終結前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

イ アの規定は、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には適用しない。この場合において、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、(6)イの書面に記載した事項の陳述がされ、又は(6)アの規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

【乙案】

三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持した上で、2及び3に掲げるほかは、その規律について変更を加えないものとする。

○中間試案第7

4 争点整理手続の在り方

争点整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の枠組みを見直し、これを一つの争点整理手続に統合することについて、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行法における三種類の争点整理手続を一種類の争点整理手続（新たな争点整理手続）に統合することとし、次のような規律を設けるものとする。

(1) 新たな争点整理手続の開始

裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を新たな争点整理手続に付することができる。

(2) 新たな争点整理手続の期日

ア 新たな争点整理手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、期日を指定せずにこれを行うことができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続を公開し、又はア本文の期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

【ウ 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、新たな争点整理手続の期日外において、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。】

(3) 音声の送受信による通話の方法による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、新たな争点整理手続の期日における手続【又は(2)ウの協議】を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(4) 新たな争点整理手続における訴訟行為等

ア 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。

ウ 法第148条から法第151条まで〈裁判長の訴訟指揮権・釈明権、これらに対する異議、釈明処分〉、法第152条第1項〈口頭弁論の分離・併合〉、法第153条から法第159条まで〈口頭弁論の再開、通訳、弁論能力を欠く者に対する措置、攻撃防御方法の提出時期・提出期間とその却下、陳述の擬制、自白の擬制〉及び法第162条〈準備書面の提出期間〉の規定は、新たな争点整理手続について準用する。

(5) 受命裁判官による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、受命裁判官に新たな争点整理手続を行わせることができる。

イ 新たな争点整理手続を受命裁判官が行う場合には、(2)から(4)までの裁判所及び裁判長の職務（(4)イの裁判を除く。）は、その裁判官が行う。ただし、

(4)ウにおいて準用する法第150条の規定による異議についての裁判及び法第157条の2の規定による却下についての裁判は、受訴裁判所がする。

ウ 新たな争点整理手続を行う受命裁判官は、法第186条の規定による調査の嘱託、鑑定嘱託、文書（法第231条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び文書（法第229条第2項及び法第231条に規定する物件を含む。）の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(6) 証明すべき事実の確認

ア 裁判所は、新たな争点整理手続を終結するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。ただし、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には、裁判所は、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

イ 裁判長は、相当と認めるときは、新たな争点整理手続を終結するに当たり、当事者に新たな争点整理手続における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(7) 当事者の不出頭等による終結

当事者が期日に出頭せず、又は法第162条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、新たな争点整理手続を終結することができる。

(8) 新たな争点整理手続に付する裁判の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、新たな争点整理手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(9) 新たな争点整理手続の結果の陳述

当事者は、口頭弁論において、新たな争点整理手続の結果を陳述しなければならない。ただし、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合は、この限りでない。

(10) 新たな争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出

ア 新たな争点整理手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、新たな争点整理手続の終結前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

イ アの規定は、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には適用しない。この場合において、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、(6)イの書面に記載した事項の陳述がされ、又は(6)アの規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の

求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

【乙案】

三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持した上で、1及び2に掲げるほかは、その規律について変更を加えないものとする。

(注) 甲案を基礎としつつ、新たな争点整理手続において証人尋問等を行うことができるものとする考え方や、乙案を基礎としつつ、弁論準備手続に関する現行法の規律について必要な見直しを行うものとする考え方がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

(1) これまでの部会では、三種類の争点整理手続を設けている現行法の規律を見直し、これらを一つの手続に統合する考え方について議論がされた。部会では、事案に応じて現行法の三種類の手続のそれぞれの特徴を柔軟に活用することができるようにする観点や、当事者にとって分かりやすい手続とする観点から、このような考え方に賛成する意見が出された一方で、三種類の争点整理手続を設け、事案の内容に応じて利用する手続の振り分けを行うものとし、事後的に手続を移行する場合には一定の手続を経る必要があるものとするにより手続の透明性を確保しようとする現行法の考え方に配慮する必要があるとの意見が出された。他方で、準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止し、弁論準備手続のみとする考え方を支持する意見はなかつた。これらの意見を踏まえ、中間試案では、現行法の三種類の争点整理手続を統合した新たな争点整理手続を設ける考え方(甲案)と三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持する考え方(乙案)とが併記され、意見募集に付された。

なお、三種類の争点整理手続を一つの手続に統合することとした場合に、期日外の協議の規律を設けるかどうかについては、現在行われているいわゆる「フェーズ1」における実務運用を引き続き可能とする観点から、これに賛成する意見もあったが、新たな争点整理手続について双方不出頭の手続を認めることとした場合には、そのような規律を設ける必要はなく、それにもかかわらず、このような手続上の位置付けが不明確な規律を設けるべきではない等の理由から、これに反対する意見が多かつた。そこで、中間試案では、甲案において期日外の協議を設けるものとする規律について、ブラケットが付された。

(2) 意見募集では、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見の双方が出された。甲案に賛成する意見の中には、争点整理手続を一つの手続に統合することにより、利用者にとって分かりやすい手続となるとの意見や、手続の内容を柔軟に選択することを可能とすることにより、効率的かつ効果的な争点整理を実現することができる

との意見があった。乙案に賛成する意見の中には、争点整理手続を一つの手続に統合すると、当事者にとって手続の透明性や予測可能性を損なうこととなるとの意見や、現行法の下で三種類の争点整理手続を互いに行き来することはなく、現実には支障は生じていないから、あえて現行法の規律を見直す必要はないとの意見があった。また、このほか、準備的口頭弁論と書面による準備手続を廃止して弁論準備手続のみを存置することとすべきであるとの意見もあった。

2 検討

現行法の三種類の争点整理手続を一つの手続に統合し、新たな争点整理手続を設けることの当否について検討するに当たっては、現行法の規律を見直すべき立法事実の有無が改めて問われなければならないものと思われる。

この点については、まず、三種類の争点整理手続を一つの手続に統合することにより、柔軟な手続選択が可能となるとの考え方がある。しかし、三種類の争点整理手続の間に行き来する必要がある事案がどれほどあるのかは必ずしも明らかでない。現在の「フェーズ1」の運用の中で弁論準備手続と書面による準備手続とを行き来する事案があるとすれば、それは現行法において双方不出頭の弁論準備手続が認められていないことが要因の一つであると考えられ、弁論準備手続について双方不出頭の手続を行うことが認められた場合には、そのようなニーズは減少するものと思われる。また、仮に事後的に手続の移行が必要となる事案があるとしても、そのために一定の手続を経るべきものとするのが手続の円滑性を損なうほどのものかどうかについては検討する必要があると思われるし、むしろそのような場合には、移行のため一定の手続を経ることが手続の透明性の向上にかなうものとも思われるところである。

一方で、現行法における三種類の争点整理手続については、一般の国民がそれぞれの手続の内容等を理解することは困難であり、これらを一つの手続に統合することによって当事者にとって分かりやすい手続が実現されるという指摘もある。もっとも、三種類の争点整理手続について、それぞれの手続の内容を基本的に維持したままこれらを新たな争点整理手続に統合することとした場合には、手続が期日において行われるかどうかや公開の法廷で行われるか法廷以外の場所で行われるかは、新たな争点整理手続に付する裁判がされたのみでは直ちには定まらず、別途の裁判所の判断を待つて定まることとなり、しかも事後的に変更し得ることとなる。このような規律が手続の利用者にとって真に分かりやすいものであるかについては、慎重に検討する必要があるものと思われる。内容の異なる三種類の争点整理手続を設け、これを類型化して、事件の内容・性質に応じて適宜手続を選択するものとしている現行法の規律の下では、このうちいずれの手続を選択するかによって手続の内容は自動的に定まることとなるため、三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持することが、かえって当事者

にとつての分かりやすさや手続の予測可能性の確保にかなうものとも考えられる。

以上を踏まえ、現行法の三種類の争点整理手続を一つの手続に統合し、新たな争点整理手続を設けることについて、どのように考えるか。

2 弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

(注) 弁論準備手続の期日において、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果を顕出することができるものとするについて、どのように考えるか。

○中間試案第7

1 弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる（同項ただし書は削除する。）。)

(注) 本文とは別に、法第170条第2項の規律を見直し、弁論準備手続の期日において、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果を顕出することができるものとする考え方がある。

(説明)

1 電話会議等による弁論準備手続の要件の見直し

これまでの部会では、遠隔地等の要件を見直すこと及び一方当事者出頭要件を廃止することについて反対する意見はなく、意見募集においても、これらに賛成する意見が多数であった。したがって、この点については、中間試案における提案内容を維持することが相当であると考えられる。

2 弁論準備手続の期日における調査嘱託の結果等の顕出

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

中間試案では、弁論準備手続の期日において調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、

鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果（以下「調査嘱託の結果等」という。）の顕出をすることができるものとする考え方を注として記載していたところ、意見募集では、このような考え方に賛成する意見が多かった。部会では、基本的な方向性には賛成する意見が多かった一方で、弁論準備手続の期日において尋問に代わる書面を顕出することができるものとするについては、賛成する意見と反対する意見の双方が出された。

(2) 検討

ア 現行法では、弁論準備手続の期日において文書の証拠調べをすることができるものとされている（法第170条第2項）。これは、①争点の整理を行うためには、証拠となるべき文書を閲読し、これを踏まえて当事者の主張を整理する必要性が高いこと、②文書は客観的な存在であり、法廷以外の場所で証拠調べを行ったとしてもその内容が変わるものではないこと等から、平成8年の法改正により認められたものである。調査嘱託の結果等はいずれも書面等であり、法廷以外の場所で証拠調べを行ったとしてもその内容が変わるものではないため、上記②については、文書の証拠調べと変わるところはないものと考えられる。そうすると、弁論準備手続の期日において調査嘱託の結果等の顕出をすることが認められるかどうかを検討するに当たっては、文書の証拠調べにおける上記①と同様の必要性が認められるかという観点から検討することが考えられる。

調査嘱託の結果については、金融機関から取引履歴を取り寄せる場合等、関係団体から情報を取得し、これを踏まえて当事者の主張を整理する必要がある場合も多いものと思われる。鑑定書及び鑑定嘱託の結果についても、専門的な知見を必要とする事案等、これらを実施し、その結果を踏まえてその後の証拠調べにおいて立証すべき事実等を確認する必要がある事案もあるものと思われる。また、尋問に代わる書面については、これまでの部会では、例えば文書の成立の真正が争われている場合において、当該文書の作成名義人の尋問を行うとき等、尋問に代わる書面の内容を踏まえて争点の整理を行う必要がある事案を想定することはできるとの意見があった。一方で、弁論準備手続に付した事件において、争点整理のための証人尋問を行う必要が生じ、尋問に代わる書面を提出させてその結果を踏まえて争点の整理を行う事案がどれほどあるかについては検討する必要があるようにも思われる。

イ また、この論点について検討するに当たっては、現行法の下で、弁論準備手続の期日で行うことができる手続を改めて整理する必要もあると思われる。

現行法上、裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判をすることができるものとされているため（法第170条第2項）、弁論準備手続の期日において調査嘱

託等についての裁判を行うことも可能である。調査嘱託の結果等については、当事者にこれを書証として提出させる必要はないが、裁判所がこれを証拠資料とするためには、これを顕出する必要があるとされている。このような考え方は、調査嘱託に対する回答書等がそのまま直接に証拠となるものであり、ただ、これを口頭弁論に結びつける方式を踏むことが要求されるにすぎないと解するものであると説明される。一方で、弁論準備手続の結果については、その後の口頭弁論において陳述することとされており（法第173条）、これにより弁論準備手続の結果が口頭弁論に上程され、弁論準備手続において行われた訴訟行為が訴訟資料となるものとされる。

以上を総合すると、調査嘱託の結果等については、弁論準備手続の期日において調査嘱託等についての裁判がされ、これに対する回答書等が裁判所に到着した時点でこれがそのまま証拠となっていると解されるため、弁論準備手続の中で証拠調べの手続自体は完了しているとも考えられる。その上で、これを口頭弁論に結びつけ、証拠資料とするための手続は別途必要となるが、この点については、弁論準備手続の結果の陳述が予定されているため、これとは別に口頭弁論への顕出の手続をとることは必須のものではないとも思われる。このような理解に立つと、弁論準備手続において調査嘱託の結果等を顕出することを可能とするために特段の規律を設ける必要はないとも思われるところである。

一方で、判例（最高裁昭和45年3月26日第一小法廷判決・民集24巻3号165頁）を踏まえて、口頭弁論における顕出という処理が実務慣行として定着していることからすると、こうした実務慣行を変更するのであれば法改正をすべきであるとの考え方もあり得るところである。

ウ 以上を踏まえ、弁論準備手続において調査嘱託の結果等を顕出することができるものとする考え方について、どのように考えるか。

3 書面による準備手続

(1) 遠隔地等の要件の見直し

法第175条を次のように改めることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭（第5の1及び法第170条第4項の規定により出頭したものとみなされる場合を含む。）なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。）に付することができる。

(2) 手続の主宰者に関する規律の見直し

書面による準備手続の主宰者に関する規律を次のように改めることとしては、どうか。

- ア 法第176条第1項を削除する。
- イ 法第176条第2項を次のように改める。
裁判長は、法第162条に規定する期間を定めなければならない。
- ウ 法第176条第4項を次のように改める（法第149条第2項を準用の対象から除外する現行法の規律を改める。）。
法第149条〈釈明権〉、法第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び法第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。
- エ 法第176条の2として、次のような規定を設ける。
- 1 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。ただし、判事補のみが受命裁判官となることはできない。
 - 2 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第3項において準用する第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(3) 電話会議等を利用した協議

電話会議等を利用した協議の規律を存置することを前提として、法第176条第3項を次のように改めることとしては、どうか。

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

○中間試案第7

2 書面による準備手続

- (1) 法第175条を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭（第5の1及び法第170条第4項の規定により出頭したものとみなされる場合を含む。）なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。）に付することができる。

- (2) 法第176条第1項を削除した上で、受命裁判官に関する規律として新たに次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。ただし、判事補のみが受命裁判官となることはできない。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定（アを除く。）による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する法第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(3) 法第176条第2項を次のように改めるものとする。

裁判長は、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

(4) 書面による準備手続における協議（法第176条第3項）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

同項を削除する。

【乙案】

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

(5) 法第176条第4項を次のように改めるものとする（法第149条第2項を準用の対象から除外する現行法の規律を改める。）。

法第149条〈釈明権〉、法第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び法第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。

(説明)

書面による準備手続について、遠隔地等の要件を見直すことや手続の主宰者に関する規律を見直すことについては、これまでの部会においても反対する意見はなく、意見募集においても、賛成する意見が多かった。また、意見募集においては、法第176条第3項の協議について、これを維持すべきであるとの意見が多かった。そのため、本文では、中間試案における提案を維持し、法第176条第3項の協議については、これを維持するものとする乙案を採用することとしている。

4 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論については、現行法の規律を維持することとしては、どうか。

○中間試案第7

3 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論については、現行法の規律を維持するものとする。

5 進行協議

進行協議の期日における手続について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、進行協議の期日における手続を行うことができる（当事者が遠隔地に居住している場合等に限らず、裁判所が相当と認める場合に幅広く電話会議等によることを可能とするとともに、当事者の一方のみならず、双方ともに電話会議等により期日に関与することを認める。）。
- (2) 電話会議等により進行協議の期日における手続に関与した者について、その期日において訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。

○中間試案第7

5 進行協議

進行協議の期日における手続について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、進行協議の期日における手続を行うことができる（当事者が遠隔地に居住している場合等に限らず、裁判所が相当と認める場合に幅広く電話会議等によることを可能とするとともに、当事者の一方のみならず、双方ともに電話会議等により期日に関与することを認める。）。
- (2) 電話会議等により進行協議の期日における手続に関与した者について、その期日において訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。

6 審尋

法第87条に次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

○中間試案第7

6 審尋

法第87条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

7 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めることとしては、どうか。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に参与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

○中間試案第7

7 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に参与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

第2 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ

電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べについて、次の規律を設けることで、どうか。

1 書証に準ずる証拠調べの申出

- (1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについての書証に準ずる証拠調べの申出は、電磁的記録を提出し、又は電磁的記録の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
- (2) (1)の証拠調べの申出又は提出の命令に係る電磁的記録の提出については、電子情報処理組織を用いてすることができる。
- (3) (2)により電子情報処理組織を用いてする(1)の証拠調べの申出又は提出の命令に係る電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録に記

録された情報を記録する方法によりする。

2 電磁的記録送付の嘱託

- (1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについての書証に準ずる証拠調べの申出は、1(1)にかかわらず、電磁的記録の所持者にその電磁的記録の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により電磁的記録に記録された情報の内容を証明した書面又は電磁的記録の交付を求めることができる場合は、この限りでない。
- (2) (1)の送付の嘱託に係る電磁的記録の送付については、電子情報処理組織を用いてすることができる。
- (3) (2)により電子情報処理組織を用いてする(1)の送付の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録に記録された情報を記録する方法によりする。

3 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについては、1及び2並びに他の法令に定めるもののほか、その性質に反しない限り、書証の節の規定を準用する。

(注) 証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出については、電子情報処理組織を用いてすることができるものとし、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該証拠となるべきものの内容を記録する方法によりするものとする。どうか。

○中間試案第8

1 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べの手続

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの証拠調べについて、書証に準ずる規律を設けるものとする。

2 電磁的記録の書証に準ずる証拠調べの申出としての提出

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの書証に準ずる証拠調べの申出としての提出は、当該電磁的記録又はこれを電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）でなければならないものとする。

(注) 原本の存在及び成立に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件に、原本の提出に代えて写しを提出することが許される旨の規律（大審院昭和5年6月18日判決・民集9巻9号609頁）を明文化した上

で、本文の規律にかかわらず、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについて、これに準ずる規律を設けるものとする考え方がある。

3 インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付

(1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（当該電磁的記録に係るファイル形式が第1の2(1)に規定するものに該当する場合に限る。）の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付については、電子情報処理組織を用いてすることができるものとする。

(2) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付を電子情報処理組織を用いてする場合は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）を記録する方法によりするものとする。

(注) 証拠となるべき電磁的記録に係るファイル形式が第1の本文2(1)に規定するものに該当しないときの提出及び送付の在り方について、引き続き検討するものとする。

4 インターネットを用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出

(1) 証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出については、電子情報処理組織を用いてすることができるものとする。

(2) 電子情報処理組織を用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該証拠となるべきものの写しを記録する方法によりするものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについて、解読方法が標準化されているなど、コンピュータのディスプレイに表示した情報を裁判官が閲読する方法により取り調べることができるものである限りにおいて、書証に準ずる証拠調べ手続によるとの規律を設けることについて、特段の異論はみられなかった。

そして、証拠となるべき電子ファイルをインターネットを用いて裁判所のサーバにアップロードする方法により提出することを許容する場合において、裁判所のサーバに生成された電子ファイルは、デジタル情報（電磁的記録に記録された情報）の統合と

いう側面から捉えれば同一のものであり得ても、その情報が記録された媒体という物理的な側面を含めて捉えれば異なるものといわざるを得ないと考えられる。そのため、証拠となるべき文書についての原本提出主義（規則第143条第1項）との関係で、裁判所のサーバに生成された電子ファイルを取り調べることをどのように整理するかが問題となり、この点について議論がされた。

裁判所のサーバに生成された電子ファイルが提出者の手元の電子ファイルとデジタル情報として同一であれば（すなわち、電磁的記録に記録された情報について改変が行われていない複製であれば）、物理的には異なるものを取調べに供することとなっても、提出者の手元の電子ファイルを取り調べたことになるとの意見が出されたのに対し、裁判所のサーバに生成された電子ファイルの取調べをもって、提出者の手元の電子ファイルを取り調べたことするためには、電子ファイルが同一であるかどうかにかかわらず、常に判例にいう原本に代えて写しを提出するための要件を満たさなければならないとすべきであり、相手方当事者から異議が述べられた場合には、その申出をした当事者は、一つの方法として、アップロード後のサーバ上の電磁的記録（写し）を原本として証拠調べの申出をすることが考えられるとの意見も出された。このほか、電磁的記録については、原本提出主義を問題にするのではなく、裁判所のサーバに生成された電子ファイルの成立の真正の問題として捉えれば足りるのではないか、との意見も出された。

意見募集では、書証に準ずる証拠調べ手続によるとの規律を設けることについて、賛成する意見が多くみられたが、裁判所のサーバに生成された電子ファイルの取調べをもって、提出者の手元の電子ファイルを取り調べたことするためには、改変の有無を判断する際に有益なメタデータについても改変がされていないことを必要とすべきであるとの意見もあった。

2 検討

(1) 本文1及び2の概要

中間試案では、第三者が提出命令に基づく提出又は送付嘱託に基づく送付をするに当たり、電子情報処理組織を用いてすることができることとするとの規律を設けることが提案されていた。本文1は、これに加え、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの書証に準ずる証拠調べの申出の場面においても、同様の規律を設けることを提案するものである。

すなわち、書証の申出としてされる文書の提出は、期日において取調べを求める文書を持参し、これを提示することにより行われる。そして、証拠となるべきものが電磁的記録である場合においてされる電磁的記録の提出も、基本的にはこれと同様であり、申出をしようとする者が期日において取調べを求める電磁的記録を持参

し、これを提示することにより行われる。裁判所は、提示されたその文書を読することにより、その取調べをする。もっとも、電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べが当該電磁的記録のほか、これを電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）によっても行うことができるものであるならば、物理的な持参による提出のほか、裁判所のサーバに証拠となるべき電磁的記録を電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）を記録することができる限りにおいて、電子情報処理組織を用いて提出することを認めることは、当事者の利便性の向上等に資するものといえる。

そこで、本文1では、電磁的記録についての書証の申出に準ずる手続として、証拠となるべき電磁的記録をインターネットを用いて提出することを許容する規律を設けた上で、その方法を最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所のサーバに備えられたファイルに当該電磁的記録に記録された情報を記録する方法によりすることを提案している（なお、（注）にいう証拠となるべきものの写しに関する規律とは、証拠の内容を裁判所のサーバに記録すれば、ファイル形式が異なっても構わないか、それともデジタル情報自体がファイル形式を含めて改変なく裁判所のサーバに備えられる必要があるか等の点で異なる。）。これは、上記のとおり電子ファイルとして同一のものであれば、裁判所のサーバに生成された電子ファイルの取調べをもって、提出者の手元の電子ファイルを取り調べたこととなるものとするものであるが、その前提として、証拠の申出をする者は、法第228条第1項により、裁判所のサーバに生成された電子ファイルが提出者の手元の電子ファイルと同一であることを（電磁的記録の真正な成立に関連して）証明しなければならないとするものである。

また、本文2では、電磁的記録送付の嘱託について、嘱託に係る電磁的記録をインターネットを用いて提出することを許容する規律を設けた上で、その方法を最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所のサーバに備えられたファイルに当該電磁的記録に記録された情報を記録する方法によりすることを提案している。

なお、これらの提出又は送付の方法をとることが許されるファイル形式や電子ファイルの容量については、最高裁判所規則で定められることとなる。また、二つの電子ファイルの同一性（非改変性）を担保する方法として、技術的な観点から、電子署名、タイムスタンプその他の二つのファイルのハッシュ値を比較する方法、メタデータを確認する方法が紹介されている。

(2) 本文3の概要

本文3では、電磁的記録であって情報を表すために作成されたものについては、本文1及び2並びに他の法令に定めるもののほか、その性質に反しない限り、書証

の節の規定を準用するものとする規律を設けることを提案している。

ここでいう他の法令の例としては、電子署名法第3条（電磁的記録の真正な成立の推定）が挙げられ、書証の節の規定のうち電磁的記録の性質に反するものの例としては、法第229条（筆跡等の対照による証明）が挙げられる。

第3 証人尋問等

1 証人尋問等

(1) 法第204条を次のように改めることとしては、どうか。

ア 同条第1号を次のように改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき。

イ 同条第3号として、次のような規律を設ける。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

(2) 証人の出頭場所に関する規律として、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

法第204条に規定する方法による尋問は、証人を次に掲げる要件を満たす場所に出頭させてする。

ア 当事者本人又はその代理人、親族若しくは使用人その他の従業者の在席する場所でないこと（当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき及び当事者に異議がないときを除く。）。

イ 裁判所が証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないこと。

ウ 適正な尋問を行うことができる場所として最高裁判所規則で定める要件を具備する場所であること。

(3) 当事者尋問については、法第204条を準用する法第210条の規律を維持し、(1)及び(2)と同じ規律とすることとしては、どうか。

(注) 民事裁判手続のIT化に伴い、宣誓の方法に関する現行の取扱いを見直すことを前提として、その具体的内容についてどのように考えるか。

○中間試案第9

1 証人尋問等

(1) 法第204条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1号を次のように改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき。

イ 同条第3号として、次のような規律を設ける。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

(2) 法第204条に次のような規律を設けるものとする。

同条に規定する方法による尋問は、証人を次に掲げる要件を満たす場所に出頭させてする。

ア 当事者の一方又はその代理人、親族若しくは使用人その他の従業者（以下本項において「一方当事者等」という。）の在席する場所でないこと（当該場所が当事者の他の一方又はその代理人の在席する場所であるとき、一方当事者等の在席する場所に証人を出頭させることにつき、他の当事者に異議がないとき及び裁判所が事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当該一方当事者等との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときを除く。）。

イ 適正な尋問を行うことができる場所として最高裁判所規則で定める要件を具備する場所であること。

(3) 当事者尋問については、法第204条を準用する法第210条の規律を維持し、(1)及び(2)と同じ規律とするものとする。

(注) 宣誓の方法について、宣誓書の作成自体を要しないものとする考え方や、書面の形式による宣誓書に代わる新たな形式の宣誓書を創設するものとする考え方があ

(説明)

1 証人の所在場所

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、最高裁判所規則が改正されて裁判所以外の場所に証人を出頭させることが認められることを想定し、その際の証人の出頭場所につき一定の規律を置くことについて検討がされている。これまでの部会では、証人の出頭場所として、適切な通信環境やプライバシーが確保され、証人に対する不当な影響を排除することができる場所であることが望ましいといった観点が取り上げられ、議論がされてきた。その上で、当事者の一方のみが証人と同席する場合など、証人に対して不当な影響が生ずる可能性がある場合を明文で規制すべきであるとの意見や、証人の出頭場所としてどのような場所が適切なものとして想定されるかについて具体的に検討すべきであるとの指摘があった。

意見募集では、中間試案において提案された規律を設けることに賛成する意見と反対する意見の双方が出された。賛成する意見の中には、現在のITの発展に鑑みると、証人が裁判所に出頭せずに自己の通信機器を利用してウェブ会議等による尋問に対応することは十分可能であると考えられる一方で、証人の出頭場所に関する

規律を全く設けないことは相当でないと考えられることから、中間試案において提案された規律によって柔軟に対応することが望ましいとの意見があった。他方で、反対する意見の中には、そもそも裁判所以外の場所に証人を出頭させることを認めるべきではないとする意見や、証人の出頭場所に関する要件を最高裁判所規則に白紙委任することは相当でないとの意見があった。

(2) 検討

ア これまでの部会では、証人の出頭場所に必要とされる要素として、①通信環境が十分であること、②証人に対する不当な影響を排除することができること、③プライバシーが確保されていること等が取り上げられてきた。中間試案では、これらの点のうち、証人に対する不当な影響が生ずるおそれがあると典型的に認められる場合として、当事者等の一方が証人と同席することを原則として制限し(中間試案第9の1(2)ア)、そのほかの要件については、最高裁判所規則で定めることとしていた(同イ)。一方で、これまでの部会では、当事者の一方の同席を制限する規律について、証人に不当な影響を及ぼし得る者は必ずしも当事者に限られるものではないとの指摘があった。また、意見募集では、最高裁判所規則に具体的な要件の内容を委任している点が相当でないとの意見もあった。

これらを踏まえ、本文(2)では、ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の出頭場所に関する規律について、中間試案における提案内容から一定の修正をしている。まず、前記の①から③までのうち、②については証人の証言の信用性に関わる問題であり、ひいては裁判の公正にも影響し得る問題であるため、これについて一般的な規律を設けることとしつつ(本文(2)イ)、当事者等の一部のみが証人と同席している場合については、個別にこれを制限する規律を置くこととしている(本文(2)ア。なお、中間試案における記載内容につき若干の修正を加えている。)。一方で、①及び③については、主に手続の円滑な進行の観点から要求されるものであるため、その細目を含め、最高裁判所規則に委任することとしている(本文(2)ウ)。

他方で、当事者の一部のみが証人と同席する場合は、証人に対して不当な影響を生ずる可能性がある場合の一類型にすぎず、証人に対して不当な影響を生ずる可能性がある場合を網羅的に規律することは困難であるとも考えられる。また、証人の出頭場所についての判断は、事案の内容や証人の性質、当事者と証人との関係性や当該証人の重要性等の個別具体的な事情を考慮した事案ごとの判断となるものと思われる。そうすると、本文(2)アのような要件を個別に設けるのではなく、例えば「法第204条に規定する方法による尋問は、裁判所が相当と認める場所に証人を出頭させてする。」などといった規律として、①及び③の要素を含め、裁判所の裁量的な判断に委ねることが相当であるようにも思われる。

イ なお、具体的にどのような場所が証人の出頭場所としてふさわしいかどうかについては、典型的には、受訴裁判所以外の裁判所のほか、弁護士会や司法書士会の会議室、訴訟代理人の事務所等が想定されるが、例えば医師等の中立性の高い証人について、勤務先である病院への所在を認めることも考えられ得るものと思われる。意見募集においては、証人の所在場所は現行の最高裁判所規則におけるのと同様に裁判所に限定すべきであるとの意見もあった。確かに、裁判所は前記①から③までの要素が最もよく満たされる場所と考えられ、証人の所在場所の有力な選択肢の一つとなり得るものと思われるが、事案によっては裁判所以外の場所において前記①から③までを確保することが可能である場合も想定することができることや、技術の発展によりウェブ会議等の接続先の状況をより鮮明に確認することが可能となる可能性もあることからすると、裁判所以外の場所を一律に排除することは利便性の観点からも相当でないと思われる。したがって、裁判所以外の場所に証人を出頭させることも認めつつ、具体的にどのような場所が相当であるかどうかは、具体的事案に応じた裁判所の判断に委ねることが相当と考えられる。

また、その場所に証人に不当な影響を与えるおそれがある者がいないかどうかをどのように確認すべきかについては、双方当事人が証人と同席している場合には、当事者による監視に委ねるという考え方があり得る一方で、中立性の高い証人について、客観的な事項に関する証言を求める場合（例えば、医師から専門的な知見を聴取する場合）等には、当事者や裁判所の職員が証人に立ち会う必要はないと判断されることもあり得るものと考えられる。また、これまでの部会では、ウェブ会議等による証人尋問を実施するに当たっては、書類に基づく陳述をどのように制限するか（法第203条）という点も考慮する必要があるとの指摘があったが、この点についても、上記と同様の考え方が妥当するものと思われる。

ウ 以上を踏まえ、証人の出頭場所に関する規律について、どのように考えるか。

2 宣誓の方法

これまでの部会では、訴訟記録の電子化に伴い、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させるという現行規則における宣誓の方法（規則第112条第1項）を見直すことが議論されており、見直しの方向性として、宣誓書の作成自体を不要とする考え方や、新たな形式の宣誓書として電子データ等による宣誓書を創設するという考え方が示された。意見募集では、双方の考え方を支持する意見があった。

証人に宣誓をさせたことは、口頭弁論調書の記載事項とされている（規則第67条第1項第4号）。したがって、証人に宣誓をさせたことを記録化するためには調書の記載がされていれば十分であり、宣誓書の作成は必要ないと思われる。このような観点

からは、宣誓書の作成自体を不要とする考え方もあり得るものと思われる。一方で、証人が宣誓書に自ら署名押印すべきものとしたのは、宣誓の趣旨を証人に自覚させ、その趣旨に沿う証言をすべきことを深く認識させることにより、より真実に即した証言を得ることができるようにするためであるとされる。このような趣旨を踏まえると、民事裁判手続のIT化に伴い宣誓書の形式を見直すとしても、証人に口頭での宣誓以外に何らの手続をも求めないこととするには慎重であるべきとも思われる。このような観点からは、宣誓書を廃止するのではなく、電子データ等の新たな方式による宣誓書を創設することが考えられる。

以上を踏まえ、現行の宣誓の方法を見直すこと及び見直しの方向性について、どのように考えるか。

2 通訳人

次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、【裁判所、当事者双方及び証人と通訳人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法】【映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法】によって、通訳人に通訳をさせることができる。

○中間試案第9

2 通訳人

通訳人に通訳をさせる方法について、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、【音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法】

【映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法】によって、通訳人に通訳をさせることができる。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

ウェブ会議等による通訳についての要件を見直し、「遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を単に「相当と認めるとき」とすることについては、これまでの部会において特段の反対意見はなく、意見募集においてもこれに反対する意見はなかった。

一方で、部会では、通訳の方法をウェブ会議等に限定せず、電話会議による通訳を認めることの可否についても議論がされており、通訳人をより確保しやすくする観点か

らこれに賛成する意見があった一方で、宣誓の正確性を担保することができるかどうかについて疑問を呈する意見があった。意見募集においても、これに賛成する意見と反対する意見の双方が出され、賛成する意見の中でも、通訳の正確性に配慮する観点から、例外的な場合に限り電話会議を利用することができるものとすべきであるとの意見もあった。

2 検討

現行法においては、鑑定人に関する規定が通訳人について準用されているが（法第154条第2項）、鑑定人の意見陳述に関する法第215条の3がウェブ会議等のみを許容し、電話会議を認めていないため、現行法上電話会議による通訳は認められていない。この点について、これまでの部会では、少数言語の話者が当事者や証人になった場合には、その言語の通訳をすることができる者が国内に数名しかいないこともあり、通訳人の確保に困難を生ずることがあるとの実例が紹介された。そして、そのような場合には、通訳の専門家ではない一般人に通訳を依頼することもあるため、柔軟な通訳方法が認められることが望ましいとの意見が出された。当事者や証人に適切な通訳を確保することができない場合には、当事者の弁論権や尋問権が十分に保障されず、当該当事者の裁判を受ける権利の保障を後退させることにつながりかねないため、少数言語等の通訳の確保の問題は重要であると考えられる。

他方で、通訳人が通訳を行う際には、発話者の口の動きから発話内容を読み取ったり、表情等を見て通訳を理解しているかどうかを確認したりすることが正確に通訳を行うために有益であると考えられる。そのため、ウェブ会議等と電話会議とを比較した場合には、ウェブ会議等による方が電話会議によるよりも通訳の正確性の確保の観点からより望ましいものと思われる。そこで、電話会議による通訳を認めるかどうかを検討するに当たっては、この点を考慮しつつ、電話会議による通訳を認めるべき必要性が認められるかどうかを検討しなければならないものと思われる。

以上を踏まえ、電話会議による通訳を認めることについて、どのように考えるか。

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参考人又は当事者本人を審尋することができる。

○中間試案第9

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、参考人又は当事者本人を審尋することができる。

(説明)

中間試案では、電話会議等により参考人等の審尋をすることができる旨の規律を設けることが提案されていたところ、意見募集では、相手方のある事件についてはウェブ会議等による規律とすべきであるとの意見もあった。そこで、この点についてどのように考えるか。

第4 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

(1) 法第215条の3を次のように改めることとしては、どうか。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(2) 法第215条に次のような規律を設けることとしては、どうか。

鑑定人は、法第215条第1項の規定に基づき書面で意見を述べる場合には、書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することができる。

(注) 本文の規律に加えて、規則第133条に基づく鑑定人の発問等について、電話会議等によることができるものとする。また、宣誓書を裁判所に提出する方式によって宣誓をする場合(規則第131条第2項)に、インターネットを用いてこれを行うことができるものとする。

○中間試案第10

1 鑑定

(1) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(2) 法第215条に次のような規律を設けるものとする。

鑑定人は、法第215条第1項の規定に基づき書面で意見を述べる場合には、書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いる方法により意見を述べるができる。

(注) 本文の規律に加えて、規則第133条に基づく鑑定人の発問等について、電話会議等によることができるものとする。また、宣誓書を裁判所に提出する方式によって宣誓をする場合(規則第131条第2項)に、インターネットを用いる方法によってこれを行うことができるものとする考え方がある。

2 検証

法第232条の2として、次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

○中間試案第10

2 検証

法第2編第4章第6節に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、検証をすることができる。

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、同条の規定による証拠調べの期日における手続を行うことができる。

○中間試案第10

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、同条の

規定による裁判所外における証拠調べの期日における手続を行うことができる。

(2) 略

(注) 略

4 ハイブリッド方式による証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。裁判所は、同条第1項の規定により裁判所外において証拠調べをする場合（合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に囑託して証拠調べをさせる場合を除く。）において、相当と認めるときは、証拠調べの場所以外の場所に合議体の構成員の一部を在席させることができる。この場合において、当該合議体の構成員の一部は、映像と音声の送受信により証拠の状態を認識することができる方法により証拠調べをするものとする。

○中間試案第10

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次のような規律を設けるものとする。

(1) 略

(2) 裁判所は、同条第1項の規定により裁判所外において証拠調べをする場合（合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に囑託して証拠調べをさせる場合を除く。）において、相当と認めるときは、その期日における手続を行う場所以外の場所に合議体の構成員の一部を在席させることができる。この場合において、当該合議体の構成員の一部は、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により手続を行うものとする。

(注) 本文(2)の手続について、本文のように法第185条に規定する裁判所外における証拠調べとするのではなく、口頭弁論の期日における証拠調べとする考え方がある。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

(1) これまでの部会では、裁判所外における証拠調べの手続とウェブ会議による証拠調べの手続を併用し、合議体の構成員の一部が現地に赴いて証拠調べを行うとともに、現地に赴かない合議体の構成員についてはウェブ会議を通じて手続を行う規律（ハイブリッド方式による証拠調べ）を設けることについて検討がされている。部

会では、このような手続を設けることについて反対する意見はなかった一方で、ハイブリッド方式による証拠調べの法的な位置付け等については引き続き検討すべきであるとの指摘があった。このような議論を踏まえ、中間試案では、法第185条にハイブリッド方式による証拠調べの手続を設けることが提案された上で、この手続を口頭弁論の期日における手続と捉える考え方が注において記載された。

意見募集では、このような手続を設けることに賛成する意見と反対する意見とがあった。賛成する意見の中には、合議体の構成員の全員がウェブ会議等による証拠調べを行う場合等と比較して直接主義の要請にかなうものであるとの意見があった。反対する意見の中には、ウェブ会議等による証拠調べの要件を緩和している点が問題であるとする意見や、裁判所外における証拠調べの手続と位置付けると手続の公開が必要的でなくなり相当でないとの意見があった。また、これと同様の観点から、この手続を口頭弁論の期日における手続と位置付けるべきであるとの意見もあった。

- (2) ハイブリッド方式による証拠調べは、合議体の構成員の一部が証拠を直接確認することができる点で、合議体の構成員の全員がウェブ会議等により証拠調べを行う場合よりも裁判所の心証形成にとって積極的な意義があるものと思われる。また、合議体の構成員の全員が証拠調べの手続に関与することができる点で、受命裁判官により証拠調べを行う場合よりも直接主義の観点において望ましいものと考えられる。意見募集において寄せられた反対意見も、このようなハイブリッド方式による証拠調べの意義自体を否定するものではなく、その要件や公開の要否等について更なる検討の必要性を指摘するものが多かったように思われる。

そこで、ハイブリッド方式による証拠調べについては、このような手続を設けるとの方向性は維持した上で、その要件や手続の法的な位置付けについて、更に検討を加えていくことが相当と考えられる。

2 ハイブリッド方式による証拠調べの要件

現行法上、裁判所外における証拠調べは、裁判所が相当と認めるときに行うことができる（法第185条第1項）。受命裁判官に証拠調べをさせるかどうかは裁判所の裁量に委ねられているが、証人尋問については、裁判所外においてこれを行う必要性が高い場合や当事者に異議がない場合に限って受命裁判官にこれを行わせることができるものとされている（法第195条）。一方で、ウェブ会議等による証拠調べ（証人尋問及び検証）については、その要件を見直し、又は一定の要件の下に新たに手続を設けることが検討されているところ、その内容は第3の1(1)及び第4の2のとおりである。

前記のとおり、ハイブリッド方式による証拠調べは、ウェブ会議等による証拠調べや受命裁判官による証拠調べと比較して、直接主義の観点からより望ましいものと考えられる。そうすると、ハイブリッド方式による証拠調べの要件は上記の各要件より

も緩やかなもので足りると考えられ、少なくともこれらよりも厳格なものとするところは相当でないものと思われる。このような観点から、本文では、ハイブリッド方式による証拠調べは、裁判所が相当と認めるときにこれを行うことができるものとしている（このような要件とした場合には、裁判所は、裁判所外で証拠調べを行うこと及び合議体の構成員の一部がウェブ会議を通じて証拠調べを行うことの相当性を判断することとなるものと解される。）。

以上を踏まえ、ハイブリッド方式による証拠調べの要件について、どのように考えるか。

3 ハイブリッド方式による証拠調べの法的な位置付け

(1) ハイブリッド方式による証拠調べの法的な位置付けについては、これを口頭弁論の期日とは異なる証拠調べの期日における手続と捉える考え方と口頭弁論の期日における手続と捉える考え方とがある（部会資料15第2参照）。

(2) 口頭弁論とは、広義では裁判所及び当事者が期日において口頭とする訴訟行為の総体をいい、これを行う期日が口頭弁論の期日である。口頭弁論は手続中最も重要な部分で、裁判所は原則として口頭弁論を経なければ判決をしてはならないこととされている。口頭弁論の期日においては、行い得る訴訟行為に制約はなく、例えば弁論の終結をすることも可能である。ハイブリッド方式による証拠調べを口頭弁論の期日における手続であると捉えた場合には、口頭弁論の期日について合議体の構成員の一部が法廷に所在しないで手続を行うことを認めることとなるが、前記のような口頭弁論の重要性や位置付けに鑑み、このような考え方が相当であるかどうかについて検討する必要があるものと思われる。

また、口頭弁論の期日において受命裁判所により証拠調べがされた場合には、証拠調べの結果は当然に証拠資料となるが、受命裁判官による証拠調べの結果は、口頭弁論に顕出されてはじめて証拠資料となるものとされる。これは、直接主義等の要請によるものとされている。すなわち、受命裁判官により証拠調べがされた場合には、受命裁判官以外の裁判官は証拠調べの手続に直接関与していないため、顕出の手続を経ることによってはじめて、受命裁判官以外の裁判官との関係でも受命裁判官による証拠調べの結果が証拠資料となるものである。ハイブリッド方式による証拠調べは、ウェブ会議を介して手続を行う裁判官と証拠方法と直接対面して手続を行う裁判官とが存在し、両者が証拠調べにより取得する情報には差異があると考えられることからすれば、両者に共通の証拠資料を形成するために、顕出という手続が必要であるという考え方があり得る。そのように考えた上で、ハイブリッド方式による証拠調べを口頭弁論の期日における手続と捉えた場合には、口頭弁論の期日において行われた証拠調べの結果について、その後の口頭弁論において更に顕出を

する必要があることとなり、口頭弁論という民事訴訟における基本的な概念にそごを来すおそれがあるように思われる。

- (3) なお、この論点について検討するに当たっては、手続の公開との関係についても整理する必要があると思われる。

憲法第82条は、裁判の手続の核心的な部分が公開されるべきであるとする原則を定めており、公開されるべき手続として「対審」及び「判決」を定めている。ここでいう「対審」とは、当事者が裁判官の面前で口頭でそれぞれの主張を述べることを指す。当事者による自由な弁論に基づいて裁判官がその判断をするのが訴訟手続の本質であり、このような訴訟手続の核心的段階としての「対審」を公開しようとするのが同条の狙いであると説明される。民事訴訟においては、口頭弁論がここにいう「対審」に当たると解されている。

ハイブリッド方式による証拠調べについて検討すると、これを口頭弁論の期日であると捉えた場合には、公開の対象となる「対審」に当然に当たることとなると思われる。一方で、これを口頭弁論の期日ではない証拠調べの期日であると捉えれば、当事者はその期日において弁論をすることができず、また、その期日で行われた証拠調べの結果は別途口頭弁論に顕出されることによりはじめて訴訟資料になるものであるため、「対審」には当たらないように思われる。もっとも、大規模訴訟に係る事件における受命裁判官による証人尋問（法第268条）は口頭弁論の期日でない証拠調べの期日における手続であると解されているが、解釈上、手続の公開を必要とすべきであるという見解もある。そうすると、憲法上の公開原則が及ばないとしても、これにより手続の公開が直ちに不要となるわけではなく、ハイブリッド方式による証拠調べを口頭弁論の期日ではない証拠調べの期日における手続と捉えた場合であっても、公開の要否については更に検討する必要があると思われる。

- (4) 以上を踏まえ、ハイブリッド方式による証拠調べの法的な位置付けについて、どのように考えるか。